

日本住宅性能表示基準 改正案

下線部は変更箇所

改正案	現行（形式改正後のもの）
<p>日本住宅性能表示基準 (平成十三年八月十四日) (国土交通省告示第千三百四十六号)</p> <p>第1～第5（略） 別表1(新築住宅に係る表示すべき事項等) 【別記1 参照】 別表2 1(既存住宅に係る表示すべき事項等) 【別記2 参照】 別表2 2(部位等ごとの劣化事象等) 【別記3 参照】</p>	<p>日本住宅性能表示基準 (平成十三年八月十四日) (国土交通省告示第千三百四十六号)</p> <p>第1～第5（略） 別表1(新築住宅に係る表示すべき事項等) 【別記1 参照】 別表2 1(既存住宅に係る表示すべき事項等) 【別記2 参照】 別表2 2(部位等ごとの劣化事象等) 【別記3 参照】</p>

【別記1】

現行（形式改正後のもの）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
1 構造の	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
安定に関すること	1 6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	一戸建ての住宅又は共同住宅等	地盤の許容応力度(単位をkN/m ² とし、整数未満の端数を切り捨てる。地盤改良を行った場合、又は行う場合は、改良後の数値を記入する。)又は杭の許容支持力(単位をkN/本とし、整数未満の端数を切り捨てる。)及び地盤調査の方法その他それらの設定の根拠となった方法(地盤改良を行った場合、又は行う場合は、その方法を含む。)を明示する。)	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5 温熱環境に関すること	5 1 省エネルギー対策等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	省エネルギー対策等級	暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度
			この場合においては、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)附則2の規定によりなお従前の例によることとされた同告示附則6の規定による廃止前の住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)別表第1に掲げる地域区分(、 、 、 又は)を併せて明示する。	等級4	エネルギーの大きな削減のための対策(エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準に相当する程度)が講じられている
				等級3	エネルギーの一定程度の削減のための対策が講じられている
				等級2	エネルギーの小さな削減のための対策が講じられている
				等級1	その他
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
1 構造の安定に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	1 6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	一戸建ての住宅又は共同住宅等	地盤の許容応力度(単位をkN/m ² とし、整数未満の端数を切り捨てる。地盤改良を行った場合、又は行う場合は、改良後の数値を記入する。)、杭の許容支持力(単位をkN/本とし、整数未満の端数を切り捨てる。)又は杭状改良地盤の改良後の許容支持力度(単位をkN/m ² とし、整数未満の端数を切り捨てる。)若しくは許容支持力(単位をkN/本とし、整数未満の端数を切り捨てる。)及び地盤調査の方法その他の設定の根拠となった方	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法

			法(地盤改良を行った場合、又は行う場合は、その方法を含む。)を明示する。		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5 1 断熱等性能等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
			この場合においては、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「 <u>建築主等の判断の基準</u> 」という。)別表第4に掲げる地域区分(1、2、3、4、5、6、7又は8。以下「 <u>地域区分</u> 」という。)を併せて明示する。また、等級4にあつては、 <u>外皮平均熱貫流率(単位をW/(m²・K)とし、地域区分の8地域を除く。)</u> 又は <u>平均日射熱取得率</u>	等級4	熱損失等の大きな削減のための対策(<u>建築主の判断の基準</u> に相当する程度)が講じられている
				等級3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている
				等級2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている
				等級1	その他

			(地域区分の1、2、3及び4地域を除く。)若しくはその両方を併せて明示することができる。		
5-2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、4又は5)による。	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度	
		この場合においては、地域区分を併せて明示する。また、等級5にあっては、床面積当たりの一次エネルギー消費量(単位をMJ/(㎡・年)とする。)を併せて明示することができる。	等級5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)に相当する程度)が講じられている	
			等級4	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(建築主等の判断の基準に相当する程度)が講じられている	
			等級1	その他	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【別記2】

現行

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
現況検査により認められる劣化等の状況に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
現況検査により認められる劣化等の状況(腐朽等・蟻害)	特定現況検査により認められる劣化等の状況(腐朽等・蟻害)	一戸建ての住宅又は共同住宅等(木造の部分に有する住宅に限る。)	次のイのa又はbのうち該当する腐朽等の現況及び次のロのa又はbのうち該当する蟻害の現況並びにこれらの検査を補助した者の氏名又は名称を明示する。この場合において、イのb又はロのbを明示するときは、腐朽等又は蟻害の内容及びこれが認められる部位を併せて明示する。 イ 腐朽等の現況 a 腐朽、菌糸及び子実体が認められない b 腐朽、菌糸又は子実体	特定現況検査により認められる劣化等の状況(腐朽等・蟻害)	評価対象建築物に認められる腐朽等及び蟻害の有無

			<p>が認められる</p> <p>□ 蟻害の現況</p> <p>a しろありの蟻道及び被害(複数のしろありが認められることを含む。)</p> <p>が認められない</p> <p>b しろありの蟻道又は被害(複数のしろありが認められることを含む。)</p> <p>が認められる</p> <p>一戸建ての住宅又は共同住宅等(1 3において、免震建築物であるとされたものを除く。)</p>			
個別	1 構	(略)	(略)	(略)	(略)	
性能 に関 する こと	造の 安定 に関 する こと	1 6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	一戸建ての住宅又は共同住宅等	地盤の許容応力度(単位をkN/m ² とし、整数未満の端数を切り捨てる。地盤改良を行った場合、又は行う場合は、改良後の数値を記入する。)又は杭の許容支持力(単位を	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んである常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んである抵抗し得る力の設定の根拠となった方法

			kN / 本とし、整数未満の端数を切り捨てる。)及び地盤調査の方法その他それらの設定の根拠となった方法(地盤改良を行った場合、又は行う場合は、その方法を含む。)を明示する。)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
現況検査に より認めら れる劣化等 の状況に関 すること	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
より認めら れる劣化等 の状況に関 すること	特定現況検査によ り認められる劣化 等の状況(腐朽等・ 蟻害)	一戸建ての住宅又 は共同住宅等(木 造の 構造 部分を有 する住宅に限る。)	次のイのa又はbのうち該当 する腐朽等の現況及び次の 口のa又はbのうち該当する 蟻害の現況並びにこれらの 検査を補助した者の氏名又 は名称を明示する。この場合 において、イのb又は口のb を明示するときは、腐朽等又 は蟻害の内容及びこれが認 められる部位を併せて明示 する。 イ 腐朽等の現況 a 腐朽、菌糸及び子実体 が認められない b 腐朽、菌糸又は子実体 が認められる	特定現況検査により 認められる劣化等の 状況(腐朽等・蟻害)	評価対象建築物に認められる腐朽等及び蟻害の有無

				<p>□ 蟻害の現況</p> <p>a しろありの蟻道及び被害(複数のしろありが認められることを含む。)が認められない</p> <p>b しろありの蟻道又は被害(複数のしろありが認められることを含む。)が認められる</p> <p>一戸建ての住宅又は共同住宅等(1 3において、免震建築物であるとされたものを除く。)</p>		
個別	1 構	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
性能 に関 する こと	造の 安定 に関 する こと	1 6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	一戸建ての住宅又は共同住宅等	地盤の許容応力度(単位をkN/m ² とし、整数未満の端数を切り捨てる。地盤改良を行った場合、又は行う場合は、改良後の数値を記入する。)、杭の許容支持力(単位をkN/本とし、整数未満の端数を	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法

			切り捨てる。) <u>又は杭状改良地盤の改良後の許容支持力</u> <u>度(単位を k N / m²とし、整数未満の端数を切り捨てる。)</u> <u>若しくは許容支持力(単位を k N / 本とし、整数未満の端数を切り捨てる。)</u> 及び地盤調査の方法その他それらの設定の根拠となった方法(地盤改良を行った場合、又は行う場合は、その方法を含む。)を明示する。		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【別記3】

(略)